

令和元年度 第2回 東区自治協議会 会議概要

開催日時	令和元年5月30日(木) 午後2時から午後3時45分
会場	東区プラザ ホール
出席者	<p>【委員】 國兼委員、作左部委員、和田委員、関根委員、長谷川委員、吉田委員、 近藤委員、菊谷委員、月岡委員、野村(綏)委員、安藤委員、白井(俊)委員、 白井(雅)委員、太田委員、木村委員、後藤委員、佐藤(恵)委員、田中委員、 貝津委員、大江委員、高橋委員、中川委員、山田委員、眞柄委員、土田委員、 雪井委員 計26名 [欠席：野村(修)委員、佐藤(清)委員、川上委員、斎藤委員]</p> <p>【事務局】 (東区)堀内区長、櫻井副区長(総務課長)、江戸地域課長、古寺区民生活課長、 山田健康福祉課長、萩野保護課長、伊藤建設課長、鷺尾中地区公民館長、 青木石山出張所長、井島東消防署長、辰口石山図書館長、高橋地域課長補佐、 阿部教育支援センター所長、地域課職員</p>
1. 開会	<p>(区長) 皆様、こんにちは。 5月に入りまして、現在12あるコミュニティ協議会ごとに区政懇談会で地域の皆様との意見交換を実施しています。現在6カ所目を終えたところで、ちょうど半分です。6月23日の新潟市木戸地域コミュニティ協議会が最後となります。住みよい地域にしていくための地域ごとの課題や、地域の皆様がどういうことに困っていらっしゃるのかをコミュニティ協議会の地域ごとにお聞きして、意見交換をさせていただいております。毎年のようにいただいているご意見もごさいますし、また、市の財政状況を考えると時間がかかる問題もごさいます。地域の皆様との連携、協働によってできるものについては、積極的に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>なお、昨年度の市政世論調査で自治協議会認知度が低いという残念な結果が出ていますけれども、今年の東区の区政懇談会では、自治協議会の目的、行っている事業等について説明させていただいております。区だよりでのお知らせとともに、機会があるごとに、私どもからも説明しながら認知度を上げていきたいと思っております。</p> <p>また、利用者が20万人を超えた寺山公園子育て交流施設「い〜てらす」にて、4月26日から実施していた「寺山こい来いフェスタ」が今月26日に終了しました。新聞にも出ておりましたけれども、クローリングイベントは、期間中こいのぼり10基の掲揚作業を地域の皆様とともに頑張ってくれた地元の木戸中学校の生徒さんが企画運営した非常に楽しい内容でした。初めてでございますけれども、この催しにご協力いただいた地域の皆様、そして自治協議会の皆様に感謝申し上げます。これからは新たな東区の宝として、魅力ある施設にしていきたいと考えております。</p> <p>それでは、令和元年度第2回東区自治協議会を開会いたします。</p> <p>(事務局)</p>

引き続き、議事に入ります前に、事務局から報告と確認をさせていただきます。本日は、野村修一委員、佐藤清委員、川上委員、斎藤委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、出席者数が新潟市区自治協議会条例第9条第2項の規定に達しておりますので、本会議は成立しております。

本日は五十嵐市議会議員、荒井市議会議員、豊島市議会議員が傍聴に見えておられますので、ご報告いたします。

また、報道関係者から取材の申出があった場合は、許可してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、資料の確認をいたします。本日の資料は、次第、資料1-1から資料10となります。そのうち、本日お配りした資料は、次第と資料1-1別紙「じゅんさい池自然環境保全事業の予算執行について」、資料5「新潟市こども創作活動館の指定管理者制度導入について」、資料8「東区区ビジョンまちづくり計画第2次実施計画進行状況一覧表」、資料9「東区区ビジョンまちづくり計画第3次実施計画」、参考資料として「とりもどろそう！ジュンサイの池(チラシ)」となっております。資料に不足がございましたらお知らせいただければと思います。

それでは、後藤会長に議事進行をお願いいたします。

2. 自治協議会関連事項
(1) 各部会報告

(後藤会長)

2「自治協議会関連事項」(1)「各部会報告」です。市民協働部門の第1部会から報告をお願いいたします。

(長谷川委員)

第1回の部会は、4月25日、自治協議会全体会議後に行いました。

部会長、副部会長の選出をし、部会長には継続して長谷川が、副部会長には月岡委員が選出されました。広報紙編集委員は近藤委員、白井(俊)委員、雪井委員を選出いたしました。その他の委員の選出で、新潟市防災会議委員については、長谷川が引き続き選出されました。新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会委員には、作左部委員が選出されました。国民保護協議会委員には、雪井委員が選出されました。

また、第6期の部会活動について確認をしまして、令和元年度区自治協議会提案事業として実施する、「じゅんさい池自然環境保全事業」と「発災時における地域防災対応力向上事業」の概要について事務局より説明がありました。

第2回の部会は5月10日に行いました。

「じゅんさい池自然環境保全事業」についての事業概要、今後のスケジュール等について確認しました。「じゅんさい池ワークショップ」を6月26日午後6時半から行い、じゅんさい池西池の葦・園芸スイレンの刈取り作業を7月7日(日)に行います。また、これらについての意見交換等を行いました。

もう1つの提案事業「発災時の地域防災体制支援事業」についても意見交換を行い、11月頃にコミュニティ協議会を対象に、自治会・町内会向けのワークショップを開催することといたしました。

また、10月26日、27日に開催される県立大学連花祭へ、昨年に引き続き、防災をテーマに出展することとしました。

審議した内容は以上ですが、資料1-1別紙をご覧ください。第1部会が進めております自治協議会提案事業の「じゅんさい池自然環境保全事業」の予算執行について説明いたします。まず概要についてですが、じゅんさい池公園は、アカマツ林に囲まれ、全国的にも珍しい2つの砂丘湖がある等、住宅地の中で貴重な緑地環境を有している自然公園であります。しかし近年は、外来植物の繁茂や外来生物の繁殖がみられ、生態系等に被害が及んでいます。このじゅんさい池の自然環境を守り、憩いの空間づくりを進めるため、区民との協働により保全活動を行うとともに、ワークショップ等を通じて課題やあるべき姿の共有を図るものです。スケジュールは、6月26日（水）にワークショップ、7月7日（日）にじゅんさい池西池の葦・園芸スイレンの刈取り作業を行います。また、9月以降にもじゅんさい池のワークショップを行う予定です。なお、7月7日の作業につきましては、多くの皆さまのご参加をお願いいたします。

それに伴う予算執行についてですが、資料にありますとおり、当初130万円の予算を計上しておりました。内訳は資料のとおりです。しかしポンプ設置・当日作業支援業務に係る費用について業者と打ち合わせをし、金額を精査していった結果、当初の予算を上回ることとなり、全体で44万円が不足する見込みです。当初は年2回の作業を行う予定でしたが、経費がかかるということで、1回の作業と2回のワークショップの実施を見込んだものとしました。

不足する金額は、自治協議会提案事業の「東区まちづくり研究会」の予算の中から流用させていただけたらと考えております。じゅんさい池の保全事業を行うため、何卒、ご承認をお願いしたいと思っております。

（後藤会長）

今ほど長谷川部会長から説明がありましたとおり、本自治協議会の提案事業であるじゅんさい池自然環境保全事業の経費が予算見込み額を上回るということです。長谷川部会長の説明で、まちづくり研究会の予算流用とありましたが、自治協議会提案事業の中で、東区のよりよいまちづくりを行うため、必要に応じて勉強会等を行う事業「まちづくり研究会」として93万円の予算を確保しております。ここからの流用をお願いしたいということです。

自治協議会の提案事業としては、この事業を今年度実施することが決定しているところであります。今回は予算の増額についてですので、提案事業検討部会の開催はせずに、この全体会議の場で皆様にお諮りすることとしました。

何かご意見や質問はございますでしょうか。

じゅんさい池自然環境保全事業については、予算を増額して実施するというご承認いただけますでしょうか。

（拍手）

ありがとうございます。皆様からも、ぜひ事業への参加をお願いいたします。

次に、福祉・教育・文化部門の第2部会から報告をお願いいたします。

(田中委員)

第1回は4月25日の全体会議後に開催いたしました。

審議内容といたしましては、部会長、副部会長の選出を行いました。部会長は田中が、副部会長には安藤委員が選出されました。広報紙編集委員の選出については白井(雅)委員、高橋委員、太田委員の3名を選出いたしました。東区歴史浪漫プロジェクト実行委員会の委員の選出に関しましては、昨年度に引き続きまして私、田中となりました。水と土の芸術祭2018実行委員の選出に関しましては、佐藤(恵)委員を選出させていただきました。

また、第6期の第2部会の活動について確認を行いました。

議事といたしましては、「寺山こい来いフェスタ」でのアンケート調査を行うこととし、アンケート開催日を3日決め、それぞれ担当者を決めました。

第2回は5月14日に開催しました。

審議内容は2つです。寺山こい来いフェスタのアンケートを行った際の感想について意見交換をしました。3日間設定したうち、雨天により開催できなかった日が1日あったのですが、目標枚数の300枚にほぼ達したため、追加のアンケート日は設定しないことにいたしました。

次に東区めぐり子どもバスツアーについて意見交換をしました。開催日、見学訪問地、定員等の内容を協議しました。昨年は40名の定員に80名の募集があったため、バスを複数台にすることを検討しましたが、予算の関係から難しく、昨年と同様にバスは1台とし、40名を募集したいと考えております。第1部会、第3部会の委員へもお声がけしたいところですが、40名の子どもと第2部会の委員、区の担当者が乗りますと席がございませんので、第2部会の委員のみで実施いたします。今年も多くの応募があるようでしたら、次年度はバスを複数台で開催できるようにしたいという意見がありました。それにはいくつか課題があり、バスの台数だけでなく、受入先の体制等の環境整備も必要な部分があります。今年に関しては例年どおり1台で開催させていただき、次年度は複数台で実施する可能性を探りながら進めていきたいと思っております。

次回は6月13日(木)午前10時から開催します。

(後藤会長)

ただいまの報告に対して、ご意見やご質問はございますでしょうか。

(月岡委員)

その他委員の選出について、水と土の芸術祭2018実行委員がありますが、水と土の芸術祭は今年も行うのですか。それとも反省会なのでしょうか。

(佐藤(恵)委員)

これに関しましては、6月に総会がありまして、それで終わりとなります。そのための選出です。

(後藤会長)

そのほかに、ございますでしょうか。第3部会の方で何かございますでしょうか。引き続きまして、産業・環境部門の第3部会から報告をお願いいたします。

(國兼委員)

第1回は4月25日の全体会議後に開催しました。

部会長、副部会長の選出については、部会長は私が継続、副部会長に菊谷委員を選出しました。広報紙編集委員は貝津委員、中川委員、土田委員の3名を選出させていただきました。

その後第6期の部会活動について、事務局より報告がありました。

議事としては、令和元年度の自治協議会提案事業について、事務局より「東区の農産物魅力発信事業」と「東区の公共交通の研究」について説明があり、その後に意見交換をしました。

第2回は5月9日に開催しました。

東区の農産物魅力発信事業の内容について協議し、東区区民ふれあい祭にPRブースを出展することに決まりました。出展にあたり、昨年度と同様にJA新潟市に協力を依頼することとしました。東区の農産物のPRに併せ、自治協議会の周知を目的としたアンケートを実施することとしました。

また、東区の公共交通の研究について、事務局より公共交通に関連した会議等の実施予定の説明がありました。その後公共交通についての意見交換をしました。その中で、地域でアンケートを実施した結果、買い物等の日常生活に必要な移動に対し、要望や将来の不安が一番多くあった等、たくさんの意見が出てまいりました。公共交通の制度や現状について詳細なことが分からないため、委員向けの公共交通の学習機会を作ることにはできないかというような意見も出ました。昨年度末に路線が廃止となった東区バス紫竹・江南ルートについて、廃止後の影響を検証するためのアンケート調査を実施してはどうかという意見も出ました。今後も公共交通についての色々な意見が出てくると思います。

次回は6月6日(木)午前10時から開催します。

(後藤会長)

ただいまの報告に対して、ご意見、質問はありますか。

(2) 附属
機関等委員
の推薦

続きまして(2)「附属機関等委員の推薦について」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2をご覧ください。

先月の全体会議でもご説明いたしましたとおり、市のほかの附属機関等から委員の推薦依頼がいくつかきております。この推薦については、それぞれ関連のある部会から委員を選出していただき、本日の全体会議で承認をいただくこととしておりました。資料にありますとおり、「新潟市防災会議」に長谷川委員を、「新潟市犯罪のない安心・安全

なまちづくり推進会議」に佐左部委員を、「新潟市国民保護協議会」に雪井委員を第 1 部会から選出いただきました。「水と土の芸術祭 2018 実行委員会」に佐藤（恵）委員を、「東区歴史浪漫プロジェクト実行委員」に田中委員を第 2 部会から選出いただいております。先ほど月岡委員からご質問がございましたが、資料 2 にありますとおり、水と土の芸術祭 2018 実行委員会につきましては、今年 6 月上旬の総会で解散の予定となっております。

また、東区地域課、当課が所管となりますが、「東区地域公共交通検討会議」及び「地域公共交通に関する意見交換会の委員」についても、自治協議会から推薦をいただきたいと思います。こちらについては新たにお問い合わせするところですが、この 2 つの委員につきましては、都市交通を担当する第 3 部会から選出いただき、来月の自治協議会で皆様から承認いただくこととしたいと考えております。

（後藤会長）

事務局から説明がありましたとおり、各部会から選出された 5 名の委員を本自治協議会から推薦するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございました。推薦された委員の方はよろしくお願いいいたします。また、第 3 部会につきましては、委員の選出をお願いいいたします。

（3）東区自治協議会委員研修会

次に（3）「令和元年度東区自治協議会委員研修会について」です。こちらは私から説明いたします。資料 3 をご覧ください。

はじめに開催目的ですが、若者との意見交換を通じて東区のまちづくりについて考える機会とするため、県立大学生とのワークショップを東区自治協議会の委員研修会として位置づけて開催したいと思っております。

開催概要ですが、新潟県立大学の山中知彦特任教授の地域社会論の授業として、主に 2 年生が参加いたします。日時は 7 月 11 日（木）午後 1 時から 2 時半までの 90 分間です。会場は県立大学の新厚生棟「ぱれっと」の 2 階となります。参加者は学生約 150 名を予定しております。

テーマですが、大きなテーマとしては、昨年同様、「県立大学生が考える東区のまちづくり」としたいと思っております。そこに、小テーマとして各部会の担当分野で学生と意見交換したいテーマを設定し、そのテーマごとに分かれてワークショップを行いたいと思っております。つきましては、6 月の各部会でテーマについて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

グループ分けについてですが、各部会のテーマごとに学生から希望を取り、グループを作ることにいたします。1 グループに学生を 10 名程度と自治協議会委員を 2 名配置し、約 12 名のグループとする予定です。学生や自治協議会委員の皆様の参加者数により、1 グループあたりの人数は変更になる場合がありますのでご承知おきください。

役割分担ですが、全体進行を山中特任教授をお願いして、各グループの進行役であるファシリテーターは自治協議会委員から担当していただきます。記録と発表は学生が行います。ただし、自治協議会の研修として内容を取りまとめますので、ワークショップ

	<p>終了後に、グループの自治協議会委員から、作成した報告書を提出していただきたいと 思います。</p> <p>スケジュールは記載のとおりです。時間の関係から、各グループの発表は2分間の予 定です。総評は吉田副会長からさせていただきます。</p> <p>最後に、先ほども申し上げましたが、6月の各部会で小テーマについて協議してい たいただきますので、担当分野で学生と意見交換したい事項についてあらかじめ考えてきてい ただきたいとします。また、6月の部会で出欠と県立大学までの交通手段について確 認いたします。交通手段は公共交通か自家用車を想定していますが、駐車場が限られて いますので、参加状況を見て調整させていただきます。</p> <p>6月の部会后、詳細が決まりましたら、次回の自治協議会でご報告したいと思いま すので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>次に(4)「区自治協議会委員研修会について」です。事務局から説明をお願いします。 (事務局)</p> <p>資料4をご覧ください。自治協議会委員の全体研修会について、市民協働課より開催 案内がありましたのでお知らせいたします。</p> <p>こちらは市民協働課主催の委員研修会となります。自治協議会の更なる活性化を図る ため、1年に1回、全区の委員が一堂に会して開催しているものです。今年度は7月1 日(月)午後1時半から、北区文化会館で開催の予定です。研修会の概要は、資料に記 載のとおり、市民協働課長から自治協議会委員に期待することの説明、各区の自治協議 会の取組みについて、報告とパネルディスカッションを行います。</p> <p>つきましては、本研修会への出欠を確認させていただくため、お配りいたしました出 欠等確認票を、来月6月25日の自治協議会当日までに事務局へ提出をお願いいたしま す。本日提出いただける方は、この会議の後ご提出ください。</p> <p>皆様お忙しいこととは思いますが、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。</p> <p>(後藤会長)</p> <p>ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。</p>
<p>3. 審議事 項</p> <p>(1) 新潟 市こども創 作活動館の 指定管理者 制度導入に ついて</p>	<p>次に3「審議事項」(1)「新潟市こども創作活動館の指定管理者制度導入について」 です。健康福祉課長より説明をお願いいたします。</p> <p>(山田健康福祉課長)</p> <p>こども創作活動館は、現在、直営施設となっておりますが、指定管理者制度に移行し たいと考えております。この度新しく自治協議会委員になられた方もおいでですので、 最初に指定管理者制度について簡単に説明させていただきます。</p> <p>指定管理者制度とは「公の施設」の管理、運営を民間事業者等の団体が行うことによ り、市民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的とした制度です。平成15年6</p>

月の地方自治法の一部改正により、市が設置する公の施設の管理について、市の出資法人や公共的団体等に限り管理を委託できる管理委託制度から、民間事業者やNPO等を含む団体を指定して管理を委任できる指定管理者制度へ制度改正が行われました。指定管理者制度と直営の違いの主な点を説明させていただきます。管理運営主体は、直営では新潟市となりますが、指定管理者制度では民間事業者等の団体となります。職員は、市の職員ではなくなり、指定管理者の職員となります。施設の使用許可は、直営では市が行いますが、指定管理者制度では指定管理者が行うことができますようになります。リスク分担につきましては、修繕等について、例えば3万円までの小規模な修繕は指定管理者が負担し、それ以上の額の大きな修繕は市が負担する等、協定書に基づいて負担することとなります。自主事業として、指定管理者自らが指定管理業務以外の事業を企画、実施することができます。なお、指定管理者制度へ移行したとしても、設置者としての責任は市にある点は変わりありません。指定管理者制度を導入している例としては、コミュニティセンター、東総合スポーツセンター等のスポーツ施設、寺山公園子育て交流施設「い～てらす」、老人憩の家等があります。指定管理者制度についての説明は以上です。

こども創作活動館の経緯を簡単に説明いたします。平成6年に、豊田城幼稚園の閉園後、土地、建物とも市へ寄付されました。平成10年に教育委員会所管のこども創作活動館として開館いたしました。平成17年には保健福祉部こども課に所管替えとなり、平成19年、政令市移行の時に東区健康福祉課に所管替えとなり、現在に至っています。指定管理者制度移行については、行政改革プラン2018において、工程表の中で記載されたことから検討を進めてきました。この度、こども創作活動館の創設期より同館における創作や文化活動の展開に尽力いただいている地域の団体から、指定管理者制度移行についてご理解をいただけたことから、移行に向けて準備を進めているところでございます。

資料に基づいて説明いたします。

施設概要です。こども創作活動館は牡丹山1丁目にあり、施設は文化・創造活動や遊びを通して創造性豊かで健全な子どもを育成するという目的を持った施設です。敷地面積2,700平方メートル、延床面積990平方メートルで、市内の児童館の平均より大きな建物となっています。利用対象者は、幼児から中学生、保護者と子どもを対象とした文化活動を行う団体です。平成30年度は、延べ3万5,347人の利用がありました。月曜、祝日の翌日、年末年始が休館日となっています。館長を含めて、非常勤職員5人、ほとんどの職員は、保育士、幼稚園、小学校、中学校、いずれかの教員免許がある職員です。その非常勤職員5人で運営しています。こども創作活動館には陶芸釜がありますので、特徴的な活動として、焼き物や工作を行っています。平成30年度は、焼き物チャレンジ等、延べ219の事業を実施しました。

指定管理導入の理由ですが、民間活力の効果的活用により、文化・創作活動や遊びのさらなる充実、民間の創意工夫を活かした自主事業をはじめとする施設および地域の相互活性化、民間の知恵、アイデア等による経費等の効率的運用等が期待できると考えています。

スケジュールです。指定管理期間は、令和2年4月1日から5年間を予定していま

す。今後、6月に条例改正案を新潟市議会に上程し、10月に公開プレゼンテーション、ヒアリングを実施し、12月議会に指定管理者指定議案を上程したいと考えています。仕様書には地域との連携について盛り込み、指定管理者制度移行により、こども創作活動館がより一層地域に開かれた施設となるようにしていきたいと考えています。

(後藤会長)

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(山田委員)

こども創作活動館は、地域の子どもたち、幼児から中学生まで利用しております。今後、どのようなところが管理するのか、とても興味があります。ますます子どもたちが利用しやすいようになっていければいいなと思います。

(山田健康福祉課長)

指定管理者にはどういうところになるのかということですが、私どもといたしましては、子ども支援の活動で実績がある団体、例えば他の区で児童館を運営していただいている実績があるような団体を中心に声をかけさせていただきたいと思っております。今回の指定管理に関しましては、地域の方ということではなくて、子ども支援の活動で実績がある団体等に声をかけさせていただきたいと考えております。

そして、先ほども少し申し上げましたが、より一層、地域と連携を進めて、子どもたちからも喜んでもらえる施設になるといいなと思っております。例を挙げさせていただきますと、平成30年度も、牡丹山小学校の3年生33人が総合学習の時間に工作体験をこのこども創作活動館で行ってくださいました。その中では、やはりそういう陶芸は学校ではできない体験だったので大変によかったというような感想をいただいております。

これからも、このこども創作活動館の特徴を生かしたこと、いろいろな活動ができるように、指定管理者制度導入後も区としても一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

(吉田委員)

パンフレットを見ますと、「ご利用案内」のところに「入館料は無料ですが、活動により実費を頂く場合があります。」となっております。今後、指定管理者に移行したときに、使用料や入館料について、今まで無料であったものが有料になるとか、使用料が増額になる等の可能性はありますか。

(山田健康福祉課長)

引き続き無料でやっていきたいと考えております。

(吉田委員)

それは、管理委託するときの条件になるのですね。

(山田健康福祉課長)

仕様書にそのように入れ込んでいきたいと思っております。

(大江委員)

指定管理にするメリットがあるため移行しようとお考えだと思いますが、指定管理をしたことによって、どのようなことが良くなることを期待しておられますか。

(山田健康福祉課長)

一番のところは、民間の方のアイデア等による自主事業を期待しております。今回いくつかのところにお声かけをして聞いてみたところ、このこども創作活動館を利用して子ども食堂をやってみることも面白いというような、そういう話も聞いております。今まで直営ではできなかった民間のアイデア、ノウハウを活用したいろいろな自主事業に一番期待をしているところでございます。

(田中委員)

リスク分担として、修繕料について3万円までは指定管理業者が負担し、それ以上は市が負担するということや、入館料もそのまま無料であるとの説明がありました。指定管理者制度の目的に市民サービスの向上や経費の削減があるとのことですが、指定管理業者の経費は指定管理業者自身が賄うのですか。例えば指定管理業者で働く方の給料等の経費は誰が払うのでしょうか。

(山田健康福祉課長)

市から指定管理者に指定管理委託料をお支払しますので、その中で、人件費や事業等としていくら使うかを、指定管理を受けた事業者のほうで計画していただくということになります。ただ、その中で、例えば人件費については最低賃金を下回っていないか等については確認させていただきます。

(田中委員)

では、金額を提示して、それでやるということが手を挙げるということでしょうか。

(山田健康福祉課長)

はい。そうでございます。

(高橋委員)

今まで使っていた備品や遊具については、引き続き使われることになるのでしょうか。

(山田健康福祉課長)

使っていけるようにしたいと考えております。

(菊谷委員)

職員の方々は、今は市の採用で働いていらっしゃると思うのですが、移行する
とどのような採用になるのでしょうか。引き続き採用されるのでしょうか。職員がどの
ように変わるのかを教えてくださいたいと思います。

(山田健康福祉課長)

現在、施設長を含めて5人の非常勤職員を配置しています。今のところ、職員の意向
としては、全員が指定管理者制度移行後も活動館で仕事をしたいということで私も聞いて
いるところです。このことも踏まえまして、仕様書にも、できる限り現在の職員を継
続的に雇用するよう記載するとともに、事業候補者が決定したときには、我々としても
精一杯、今の職員を雇用するということをお願いしていくことを考えております。

(菊谷委員)

今後の採用は、管理者の方で新たに採用していくことになりますか。

(山田健康福祉課長)

先ほども、今後、指定管理者制度に移行すると新潟市の職員ではなくなるというお話
をさせていただきましたが、職員の意向も大事にしながら、指定管理業者候補者と話し
合っていきたいと考えております。

(関根委員)

視点が違うのですが、指定管理のところで働いた経験から言いますと、活性化
やアイデアをという面ではとてもいいと思います。

ただ、一つだけ問題だと思うのは、ずいぶんと担当者によって温度差があるため、区
の担当者が替わると、働きにくくなったり、今回はとても細かいとか、あるいは今回は
何でもお任せというような感じがあります。担当者が替わってもしっかりとしたベース
を作っていければとてもいい試みだと思います。

(山田健康福祉課長)

担当が替わっても組織として対応させていただきます。

(後藤会長)

そのほかにございますでしょうか。

それでは、市長より意見を求められました「新潟市こども創作活動館の指定管理者制
度導入について」、本協議会としては原案のとおりで差し支えないものとして回答してよ
ろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、そのように回答いたします。

4. 報告事

次に4「報告事項」(1)「平成30年度東区長マニフェストの取組結果」について、

<p>項 （１）平成 30 年度東 区長マニフ ェストの取 組結果</p>	<p>堀内区長よりご説明をお願いします。</p> <p>（区 長） 資料 6 をご覧ください。</p> <p>区ビジョンまちづくり計画に決めました区の将来像の実現に向けまして、毎年度、区として重点的に取り組む事項を区長マニフェストとして公表し、年度終了後に評価を行うこととしております。マニフェストに定めた重点的な取り組みは、毎年、全コミュニティ協議会で実施している区政懇談会で説明しているほか、市長が区民と意見交換をするまちづくりトークでもご説明させていただいております。なお、例年、まちづくりトークは 6 月頃に行われておりましたが、市長が替わりまして、内容あるいは名称、時期等について、本庁の担当課で検討中ということです。</p> <p>3 月末で取り組み結果を評価し、同時に今後の方針も定めて、2019 年度の東区組織目標につなげております。</p> <p>なお、市では、今年度 2019 年度からマニフェストという名称を、部、区、組織目標と名称を改めまして、組織のミッションとして位置づけ、市民に分かりやすく、様式と内容を見直したところです。それは資料 7 になりますので、のちほど説明します。</p> <p>今後、ホームページ等で公表を予定しております。</p> <p>それでは資料 6 ですけれども、平成 30 年度の重点的な取り組みは、3 つの柱にまとめております。1、安心安全なまちづくり、2、支え合い助け合うまちづくり、3、魅力あふれるまちづくりです。</p> <p>はじめに、安心安全なまちづくりは、現状（課題）に記載されている内容の解決に向け、防災意識の向上や、防災面の整備を行いました。また、一昨年 9 月に開設された新潟東警察署と区役所、地域団体等で東区高齢者対策安全安心情報連絡会を設立しまして、交通事故、あるいは特殊詐欺といった犯罪被害から高齢者を守るための啓発等に連携して取り組んでいます。主な取り組みは、最後のページに評価一覧表を付けています。そちらにつながりますけれども、主な取り組みの指標を定めて、それぞれの目標に対して結果はどうであったかを記入し、評価を実施しています。各指標は主なものでございまして、なるべく数値化できるようにしております。</p> <p>2 ページ目をご覧ください。2、支え合い助け合うまちづくりです。</p> <p>現状（課題）に記載された内容の解決に向け、高齢者の生活実態把握を行い、孤立化の防止や必要なサービスにつなげるとともに、健康寿命の延伸に向け、知識の普及のための講演会、リーダー研修会を実施しました。また、父親の子育てへの積極的な参加を促す講座やイベントの開催、子育て支援関係者のスキルアップを図りました。なお、寺山公園子育て交流施設「い〜てらす」では、多世代交流が図れるイベントも開催しました。おかげさまで「い〜てらす」は、現在 20 万人を超える多くの皆様からご利用いただいております。指標となる主な取り組みの結果は、最後のページをご覧ください。</p> <p>最後に 3、魅力あふれるまちづくりです。</p> <p>現状（課題）に記載された内容の解決に向け、東区歴史浪漫プロジェクトや、東区産業・観光にぎわいプロジェクトを実施しました。区バス紫竹・江南ルートの継続運行を目指し、多くの皆様からご利用いただけるよう、区だよりや回覧板等で広報に努めまし</p>
---	---

たが、目標としていた収支率 30 パーセントには届かず、本格運行に至ることはできませんでした。今後は、河渡ルート、松崎ルートの利用促進に努め、自治協議会とも連携しながら、東区の公共交通の課題について調査研究を進めていきます。指標となる主な取組み結果は、最後のページをご覧ください。

以上、大変簡単ですけれども、平成 30 年度のマニフェストを説明させていただきました。最終ページの指標一覧のように、各項目を評価しています。多くの取組みが地域の皆様や関係機関、民間企業等との連携により実施され、達成されたものです。皆様からご意見等ございましたらお聞かせいただければ幸いです。

(後藤会長)

ただいま説明のありました区長マニフェストの取組み結果について、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(田中委員)

ぜひご検討いただければと思うのですが、最後のページの評価の一覧表についてです。新潟市のデータは、このように目標があって、目標の指数、何回あり、何回実施、だから達成というような傾向や形式が多いかと思えます。どのように達成したかといった部分が少し見えづらいかと思えますので、ご検討いただければと思います。

(区 長)

この様式は、各区が一覧として統一したものを使っております。今年度から変わった部分もございますけれども、できるだけ、達成だけではなくて補足のところで、どのようであったかということを入れられる部分は入れていくように努力したいと思えます。

(2) 2019 年度東区組織目標について

(後藤会長)

次に (2) 「2019 年度東区組織目標について」、堀内区長からご報告をお願いいたします。

(区 長)

資料 7 をご覧いただきたいと思えます。

今ほどお話しましたように、様式が改められまして、非常に簡素化され、1 枚になっております。2019 年度におきましても、これまで重点的に進めてきた 3 つの柱は前年度と同様であり、この方針の下、5 つの目標に重点的に取り組みます。なお、現在、全コミュニティ協議会で順次区政懇談会を実施しており、その中でも、もっと細かい事業を説明させていただいております。

区役所の各課では、重点目標にしたがって取組みを行っております、関連の深い課の組織目標管理シートを裏面以降に付けてあります。今ほど田中委員からお話がありました部分、評価の部分をもう少し詳しくというところ、目標達成状況という欄がありますので、もう少し丁寧に書くことができるのではないかと考えております。

主な取組みを簡単にご説明します。

重点目標が5つありますけれども、1「地域と連携しながら区民のさらなる防災意識の醸成を図ります。」について、引き続き防災意識の向上に向けて出前講座等を実施していくほか、東警察署と地域団体、区役所との連携を深めて、先ほどお話ししました東区高齢者対策安全安心情報連絡会における検討を基に、広報を実施していきます。

重点目標2「高齢者が安心して生活できるように支援し、『地域包括ケアシステムの構築』に向けて取り組みを推進します。」について、引き続き高齢者の生活実態の把握とニーズ調査を実施するとともに、支え合いのしくみづくり会議、これはコミュニティ協議会ごとに、12 コミュニティ協議会ごとに組織化されていますけれども、そこの情報共有を密にしながら具体的な生活支援を実施する地域が増えるように支援していきます。

重点目標3「子育ての不安感・孤立感を解消させ、地域で安心して子育てができるようにサポートを強化します。」という部分です。子育ての孤立感、不安感解消に向け、寺山公園「い～てらす」、あるいは「わいわいひろば」での子育て支援講座、大変たくさんやっておりますけれども、この部分を継続して実施していきます。

重点目標4「市内有数の企業が集まる『産業のまち東区』を広くPRするとともに、産業を活用したまちづくりを進めます。」についてです。東区産業・観光にぎわいプロジェクトを実施し、これも大好評の工場夜景バスツアーの回数を増やして実施するとともに、産業・観光フォトコンテスト、これは平成29年度に実施して非常に好評でしたが、これをもう一回今年度やろうということです。産業のまち東区を広くPRしていきます。

重点目標5「歴史・文化の普及啓発、活用を通じて、地域の誇りづくりや活性化を進めます。」というものですが、東区歴史浪漫プロジェクトにおいて、まち歩きやスタンプラリーを実施するとともに、東区まんなか文化プロジェクトでは、東区プラザホールでの市民劇団による公演、県立大学と連携したクリスマスコンサート等を行うことで、地域の誇りづくりや活性化につなげていきます。

以上、2019年度組織目標を簡単に説明させていただきました。各課の組織目標管理シートにあるように、目標数値を掲げ、地域の皆様や関係機関、民間企業等、多くの方々との連携により、今後もしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

(後藤会長)

ただいま説明のありました東区組織目標について、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(吉田委員)

組織目標管理シートの2ページ目になるのですが、No.1の防災出前講座の回数が2016年が29自治会、2017年が31自治会、2018年が40自治会、今年度の目標が35自治会と減っています。もう一つ、南口のエントランスホールの活用日数も、2016年が162日、2017年が230日、2018年が295日、今年度が250日となっています。少し遠慮がちかと思うのですが、何か理由があるのでしょうか。

(区 長)

防災出前講座は非常に多くの自治会等から実施していただいておりますが、限られた職員の中でやっております。委託の部分もありますけれども、だいたい 35 から 40 自治会くらいでと考えております。お話があったものについては断らずにやっていきますので、昨年のように 40 自治会になれば一番いいかと思っています。ただこれが、40 自治会でやったからといって次に 50、60 というのは、人の問題もありますし、秋に集中する等時期の問題もありますので、限界は 35 から 40 自治会くらいかと思っております。それでも、なんらかのお話があれば、いろいろ考えていかなければいけない部分だと思っております。

エントランスの活用も、250 日といたしましたけれども、昨年は非常に多くの利用があったということで、私どもは 250 日を超えれば、これが一つの基準として、それくらいがあればいいかと思っております。決して考え方を後退させているというわけではないことをご理解いただきたいと思います。

(吉田委員)

もう一つ、お願いがあります。

今こう見えていますとだいぶ目が痛くなってきますので、できれば、折りたたんでもいいですから、A3 用紙にさせていただけるともっと読みやすいかと思っております。その辺を少し配慮していただけるとありがたいです。

(区 長)

次回からそのようにいたします。

(3) 東区
区ビジョン
まちづくり
計画第 2 次
実施計画の
事業評価

(後藤会長)

次に (3)「東区区ビジョンまちづくり計画第 2 次実施計画の事業評価」について、地域課長からご説明をお願いいたします。

(江戸地域課長)

資料 8 の「東区区ビジョンまちづくり計画第 2 次実施計画進行状況一覧表」をご覧ください。

東区区ビジョンまちづくり計画は、平成 27 年度から平成 34 年度までの 8 年間における区のまちづくりの方針をまとめたものですが、その実現のために、平成 29 年度と平成 30 年度の 2 年間で重点的に取り組んだ事業が第 2 次実施計画です。この度、平成 30 年度実施事業の事業評価を行いましたので、ご報告いたします。

資料表紙左側の「全体」と記載してある表をご覧ください。成果としまして予め設定した目標数値等の達成状況に応じて、4 段階で評価しております。今回は「S：計画以上の成果」が 19 事業、「A：計画どおりの成果」が 97 事業、「B：一部達成」が 4 事業、「C：未達成」が 5 事業となっております。「B：一部達成」4 事業、「C：未達成」5 事業とありますが、「C：未達成」5 事業には再掲が含まれており、実際は 3 事業と

なりますので、合わせて7事業について各所属よりご説明いたします。それ以外の事業につきましては、2ページ目以降に区ビジョンの項目ごとにそれぞれの事業概要、事業内容等記載してございますので、のちほどご覧いただきたいと思ひます。

地域課担当分について、私よりご説明します。一部達成が3事業、未達成が1事業でございます。

8ページをご覧ください。事業No.29、区バス運行事業です。区長から、マニフェストでもご説明しましたが、区バスは松崎ルート、河渡ルートに続いて紫竹・江南ルートの社会実験の運行を行って、本格運行を目指したところですが、区バスの運行は、収支率が運行継続の条件となるために、それぞれの路線で目標を掲げました。紫竹・江南ルートは、運行継続の目安とされる30%を目指しましたが、22%と目標を下回ったことから、本格運行ができずに廃止となってしまいました。残る2路線は高い収支率を上げたのですが、1路線で目標を下回ったために一部達成という形となります。今後も持続可能な公共交通体系のために、収支率の向上に努めてまいりたいと思ひます。

続いて、20ページをご覧ください。事業No.64、自治会等事務委託についてです。地域力の向上と住民自治を進めるために、行政連絡事務等について自治会・町内会と委託契約を行って、自治会等の体制整備を進めるものです。自治会等への加入率を数値目標としたのですが、若干数値を下回ってしまったということで、達成できませんでした。一方、委託契約内容を住民に周知していただいている証として決算書をご提出いただいております、こちらは目標を上回る非常に高い数値で提出いただいているということで、一つ達成、一つ未達成といったことで、これも一部達成となっております。

続きまして、その下の21ページの一番下、事業No.69、地域づくりの拠点創出事業（地域コミュニティ協議会の拠点の確保）をご覧ください。具体的には、地域コミュニティ協議会の拠点の確保となります。東区内の全12のコミュニティ協議会の拠点整備を目標としましたが、残念ながら一つのコミュニティ協議会で拠点確保までに至りませんでした。このため、未達成の評価となっております。ただし、施設の利用を得まして、書棚の設置等を行うことができっておりますので、今後も引き続き拠点確保と整備に努めていきたいと思っております。この事業は28ページの(2)既存施設の有効利用でも再掲しているために、事業数は2つとなります。

28ページをご覧ください。事業No.81、東区プラザの管理運営をご覧ください。東区プラザは、ご承知のとおり、市民の文化活動等多様な交流の場として活用いただいております。事業評価の項目としてアンケートの実施と施設の利用率を設定したのですが、アンケートは実施したのですが、利用率が目標に一部達成しませんでした。このため、一部未達成となっております。全市的に見ると、東区プラザは非常に高い利用率なのですが、今後もさらに有効活用いただけるように取り組んでいきたいと思っております。

(伊藤建設課長)

建設課所管分の未達成事業となった2事業についてご説明いたします。

8ページの事業No.31をご覧ください。道路新設改良事業（国道113号河渡新町交差点改良）についてです。松浜方面から山の下方面へ向かう南側車線に、船江町方面への右折車線を設ける事業です。令和2年度までの予定で事業を進めてまいりました。昨年

度は、道路拡幅に必要な用地測量を行うこととして、地権者の方々へ事業説明をして用地測量のお願いをしまいましたが、用地買収を伴う拡幅計画に全員の方からご了解をいただけなかったことから、予定していた用地測量を取りやめたことにより、未達成となったものです。今後は、用地買収を必要としない交差点改良に計画を修正して、事業を継続していく予定です。

次に、19 ページをご覧ください。事業No.63、通船川・栗ノ木川下流沿川まちづくりの会等との連携による保護活動について説明いたします。事業概要は、通船川・栗ノ木川下流沿川まちづくりの会に参加して、通船川整備に向けた新潟市の取り組みを発表するというものです。平成 30 年度は通船川・栗ノ木川下流沿川まちづくりの会から活動について参加要請がなかったことから、成果を未達成といたしました。今後もこの状況が続くことが想定され、事業評価が繰り返し未達成となることが考えられることから、今後の方向性を、ひとまず廃止とさせていただきました。なお、今後も県の事業である「うるおいの郷土（ふるさと）はぐくみ事業」については、県および関係団体と協定を取り交わし、清掃のゴミ処理は東区で行うこととしておりますし、これまで同様、会議や活動についてお声掛けをいただければ参加していくこととしております。

（山田健康福祉課長）

健康福祉課分の一部達成の一事業についてご説明いたします。

16 ページをお開きください。事業No.57、老人憩の家の管理運営です。事業内容は、世代間交流事業の実施でございます。東区には 5 か所の老人憩の家がございます。例えば、じゅんさい池という老人憩の家では、週 1 回、地域の茶の間を開設する等、子どもから高齢者までの世代間交流事業が活発に行われておりますが、世代間交流事業の開催までには至らなかった憩の家もありましたので、一部達成と評価いたしました。これからも、地域の状況に応じた老人憩の家の効果的な活用について検討していきたいと考えております。

（後藤会長）

ただいまの説明に対して、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（佐藤（恵）委員）

健康福祉課の事業についてお聞きします。16 ページのNo.57、老人憩の家の管理運営について、今後の方向性として縮小となっていますけれども、今だんだんと高齢者が増えてきています。お茶の間もありますけれども、やはり憩いの場は必要だと思うのですが、なぜ縮小になるのか教えてください。

（山田健康福祉課長）

世代間交流事業に関しては、地域によって、世代間交流事業ではない部分でもっと積極的に憩の家を活用していきたい、または、高齢者の健康増進、教養向上のために、本当に多くの方から活用していただいております。その施設の有効利用ということは当然今後も考えていきたいのですが、この世代間交流事業をどうしても実施しなけれ

ばいけないという限定した使い方ではなくて、地域の状況、実状に応じたそれぞれの事業展開を考えていったほうがいいのではないかと方向性を変えることを考えております。

(大江委員)

建設課にお聞きします。認識が違うかもしれませんが、東山の下小学校の総合学習で栗ノ木川をきれいにしようという活動を子どもたちがやっており、そのポスターを描いたり発表したりする活動がありましたが、それとの関わりはどのようなのでしょうか。昨年、環境フェアで子どもたちが発表したことがありました。これとは違うのかもしれませんが、その辺りの関わりについてお聞かせいただきたいと思います。

(伊藤建設課長)

今のお話も、通船川・栗ノ木川下流沿川まちづくりの会が関係したところでやっているものと思われまます。ただ、今までは私ども建設課にお声掛けいただいていたのですが、ここにきてなかなかお声掛けいただけていませんので、活動の内容も詳しい情報が入っていないというところもありますし、お声掛けいただけていないということで、参加しなかったというところを今回は評価させていただいているということです。

(古寺区民生活課長)

今ほどの通船川をテーマとした環境ポスターコンクールは、区民生活課で特色ある区づくり予算の中で実施している事業です。東山の下小学校の5年生から、通船川を今後よくしていこうというポスターを描いてもらうということで、3か年の事業として計画しまして、今年度が3年目ということで、3年経った中で評価をして今後の展開を考えていきたいと思ひます。昨年度は、5年生から150点余りのポスターを描いてもらって、20点の優秀作品を表彰しまして、区内3施設で展示して、市民の方の環境保全の意識の高揚を図ってきたところです。

(大江委員)

東山の下小学校のそういった活動は今後も続けられるのですか。

(古寺区民生活課長)

東山の下小学校では、通船川をテーマにした総合学習をこれからも取り組んでいくものと思ひております。その中で、区がどういった関わり合いを持って事業を継続していくかは、今後検討していきたいと思ひています。

(月岡委員)

私の勉強不足かもしれないのですが、老人憩の家の管理は市でやっているのですか。

(山田健康福祉課長)

東区の老人憩の家は5か所あるとお話をさせていただきましたが、そのうちの4か所

は指定管理、1 か所は直営でやらせていただいております。先ほど指定管理のところでも少し申し上げたのですが、あくまでもその実施主体は市が責任を持って行うというところは変わりございません。老人憩の家は市の施設となっております。

(月岡委員)

老人憩の家は石山地区にもありましたが、今は、まちづくりセンターやコミュニティセンターができて、そこに移管して世代間交流の実施や健康寿命の延伸等をしているので、縮小になっても仕方がないかと考えています。コミュニティセンター等が地域にできているので、そこでやればいい問題ではないかと思えます。

(山田健康福祉課長)

どうしても老人憩の家で世代間交流事業をやらなければいけないということではなくて、近くのコミュニティセンター等でやっているの、憩の家ではまた別な活動や事業をしようということ、地域の状況に応じて私どもも検討していきたいと思っております。

(菊谷委員)

3 ページの事業No.7、地域見守り活動支援事業が今後は廃止となっております。どのようなところが変わってくるのでしょうか。

(阿部東区教育支援センター所長)

この欄では廃止と載っておりますが、区ビジョンからは削除するという意味合いです。実はこの事業に関しては東区教育支援センターがほとんど関わっておりません。このたびの痛ましい事件も受けまして、教育委員会、学校支援課で、いろいろと策を練っておりますし、支援事業は続いております。ただ、ここに継続して挙げておくことが本当によいのかということで、私の方で考えさせていただきました。他区のビジョン、まちづくり計画にも実はこの事業については載っておりません。教育支援センターが大きくサポートしたり支援したりしているわけではないということで、そういった意味で、いつまでも継続として、評価もAと私どもがするべきものなのかという意味から、今回廃止、削除という形にさせていただきました。

(貝津委員)

私は農業の分野でここに参加させていただいているのですが、16ページNo.55の公民館の取組みで、退職者が家庭菜園で農業体験をするというものがあります。上木戸で無償ボランティアが農業を手伝うという事業があったと聞いたことがあったのですが、今後はもう廃止になるようです。近所の農家さんからは、今後は個人の契約で手伝ってくれる人を雇うと聞いて、そういう事業があったのかと思っていました。今後、廃止になるということなので、その理由をお聞かせください。

(鷺尾中地区公民館長)

公民館館長の驚尾でございます。

事業No.55、セカンドライフ農業体験事業を廃止と書いています。お話を少し整理させていただきたいのですが、公民館がやっておりますセカンドライフ農業体験事業というものがございます。それとは別に、いわゆる農繁期に非常にお忙しくなる農家の方向けの農業サポーター制度という、ボランティアとして、少し余裕のある方が農作業のお手伝いをするという事業がございます。この農業サポーター制度は農林部門でやっております。そちらのほうが今どのようになっているかは、恐縮なのですが、公民館では存じ上げておりません。

このセカンドライフ農業体験事業だけについて申し上げますと、新潟市が農業特区に指定された前後から、新潟市全体として、市民の方に農業に対して関心を持っていただきたいということもございまして、全庁的に農業を盛り上げるような事業を考案するようにとの指示があり、セカンドライフ農業体験講座等を市内4公民館が手を挙げて実施したというものです。平成27年度から平成29年度の3か年度、重点実施事業として予定どおりに事業を行いまして、所定どおりの成果を挙げ、私個人的には非常によい成果を上げたと思っております。ただ、もともと、重点実施事業で3か年度の平成29年度までの事業でしたので、平成30年度については予定どおり終了となりこの実施計画からは除くということで廃止となっております。

(4) 東区
区ビジョン
まちづくり
計画第3次
実施計画に
ついて

(後藤会長)

次に(4)「東区区ビジョンまちづくり計画第3次実施計画について」、地域課長からご説明をお願いいたします。

(江戸地域課長)

今ほどご説明しました第2次実施計画に続く計画としまして、令和元年度と来年度に取り組む第3次実施計画を策定しましたので、ご報告いたします。資料9をご覧ください。

資料の一番上が総括表です。事業数等は記載のとおりですが、今回は3件の新規事業がございます。中ほどの内訳と書いてあるところの新規のところをご覧ください。

事業No.4、東区安全安心ファミリーフェスタにつきましては、特色ある区づくり事業ということで既にご承知かと思いますが、新潟東警察署や関係団体と協働しまして、交通安全シミュレーター体験や各種啓発事業等を通じて、幅広い世代の区民に防災、防犯、交通安全に対する意識向上を図るものでございます。

次の事業No.7は、防犯カメラ整備補助金です。今年度から3年間に限って、コミュニティ協議会や自治会・町内会を対象として補助を行うものでございます。対象経費の6分の5という非常に高い補助率で、一台当たり25万円を上限としています。

続いて事業No.74、区民のこいのぼりプロジェクト in 寺山公園につきましては、4月26日のオープニングから5月26日のクローリングまで、ご承知のとおり非常に好評かつ盛況に終わった事業でございます。また、自治協議会が主体となりまして、広報や休憩場所の整備を行っていただいたところでございます。

次ページ以降に、事業の体系に沿ってそれぞれの事業を記載しております。継続の事

	<p>業については説明を省かせていただきますので、のちほどご覧いただきたいと思います。</p> <p>(後藤会長) ただいまの説明に対して、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(5) 区教育ミーティングの開催について 次に(5)「区教育ミーティングの開催について」、東区教育支援センターから説明をお願いいたします。</p> <p>(阿部東区教育支援センター所長) 資料10に記載のとおり、7月30日(火)午後2時より、区教育ミーティングを開催いたします。内容は、教育委員会の今年度の施策についての説明、質疑応答、続けて、設定したテーマに沿ってご協議いただきます。テーマにつきましては、今日まで皆さんにお願いしておりますアンケート結果に基づきまして、会長、副会長と相談の上、決定させていただきたいと存じます。</p> <p>(後藤会長) ただいまの説明に対して、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
5. その他	<p>次に5「その他」です。事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 参考資料として配布いたしましたチラシをご覧ください。自治協議会提案事業「じゅんさい池自然環境保全事業」についてです。</p> <p>先ほどの各部会報告の中で第1部会の長谷川部会長からもお話がありましたが、6月26日(水)午後6時30分から、東区プラザでワークショップを開催いたします。内容は、じゅんさい池との関わりや思いについての意見交換となります。また、7月7日(日)は、昨年度に引き続き、じゅんさい池西池の葦や園芸スイレンの刈取り作業をいたします。</p> <p>どちらも自治協議会としての提案事業となりますので、委員の皆様からはぜひご参加いただきたいと思います。グループ分け等が必要となりますので、次の各部会で出欠を確認させていただきます。お忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
6. 事務連絡	<p>(後藤会長) 最後に、6「事務連絡」です。「健康増進法の改正に伴う受動喫煙対策について」、櫻井副区長よりお願いします。</p> <p>(副区長) 庁舎を管理しております総務課からご連絡申し上げます。</p> <p>5月24日(金)に市長記者会見でも市長が述べたとおりでございます。新聞にも載っているところでございます。東区役所といたしましては、健康増進法の一部を改正</p>

する法律が昨年公布されまして、行政機関の庁舎におきまして、この7月から敷地内を全面禁煙にするということになります。東区におきましても、7月1日から東区役所、石山出張所、大形連絡所の敷地内を全面禁煙とさせていただきます。なお、この東区役所の庁舎につきましても、地下の部分に民間のテナント入っております複合施設でありますことから、駐車場および1階から3階の庁舎部分につきましても敷地内禁煙といたします。テナントが入居しております地下1階につきましても、当分の間、これは適用にならないということでございます。また、区役所1階にあります喫煙室につきましても、6月30日の午後7時をもちまして閉鎖とさせていただきます。

改正法では、施設の管理者に、望まない受動喫煙を生じさせることがないように対策を講じる義務を課しております。特に受動喫煙による健康影響が大きい子どもや身体の弱い方等が利用する施設、行政機関の庁舎では、受動喫煙対策を一層徹底することが求められております。これにつきましては、皆様のご理解とご協力をお願いするとともに、市報や区だより、庁舎においては張り紙等による周知に努めてまいります。

なお、コミュニティセンター、コミュニティハウス、まちづくりセンターにつきましては、保健衛生部の保健所が分類分けを進めておりますので、詳細が出ましたらご連絡いたしたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(事務局)

来月の自治協議会全体会議、各部会の日程についてです。全体会議は6月25日(火)午後2時から東区プラザホールで開催いたします。第1部会は6月14日(金)午前10時から会議室B、第2部会は6月13日(木)午前10時から会議室B、第3部会は6月6日(木)午前10時から会議室Aでそれぞれ開催いたします。

なお、7月の全体会議につきましては、先ほど阿部東区教育支援センター所長よりお話がありましたとおり、7月30日(火)午後2時から区教育ミーティングを開催いたしますので、教育ミーティング終了後、午後3時40分より自治協議会を開催したいと思います。皆様、ご予定くださいますようお願いいたします。

続きまして、広報紙編集部会の開催についてです。本日の協議会終了後、第1回広報紙編集部会を開催いたします。委員の方は、お集まりくださいますようお願いいたします。

(後藤会長)

以上をもちまして、令和元年度第2回東区自治協議会を閉会いたします。

傍聴者

0名